

⑥給与支払報告書の手引き

給与を支払った事業所は、地方税法第317条の6の規定により、前年中（1月1日から12月31日）に事業所が支払った給与等について、受給した方が1月1日に居住する市区町村に給与支払報告書を提出しなければならないこととなっております。

1 給与支払報告書の提出について

(1) 該当者

- ア 令和5年中に給与等の支払いを受けている方（パート、アルバイト、中途退職者を含む。）
- イ 令和4年中の退職者で、令和5年中に支払われた給与等がある方

(2) 提出するもの

①総括表

- 郡山市から送付する指定番号入り給与支払報告書（総括表）を使用してください。**法定総括表又は事業所独自の総括表を使用する場合は、各事業所で必ず郡山市の指定番号を記入してください。**（郡山市に初めて提出する場合、指定番号の記入は不要です。）
- 年の途中で就職した方がいる場合、他社分の給与（前職分）を合算して年末調整を実施しているかどうか、「4 年末調整」の該当欄に○をつけてください。
- 「5 納入書」については、特別徴収税額を銀行・ゆうちょ銀行等で納入する事業所は**必要**に○を、eLTAX等での電子納付システムで納入し、納入書が不要な事業所は**不要**に○をつけてください。

②個人別明細書

特別徴収該当者と普通徴収該当者の間に**必ず仕切紙を挟み、確実に区分してください。**（市送付の総括表裏面に「仕切紙」が添付されています。）なお、特別徴収該当者のみの場合も最後に仕切紙を入れてください。

郡山市への報告は1人につき**1枚**提出してください。（副本の提出は不要です。）

- ◆ 特別徴収 … 市県民税を毎月の給与から差し引いて事業主が代わりに市区町村へ納める方法
- ◆ 普通徴収 … 市県民税を納税義務者本人が直接、市区町村へ納める方法
- ※ 普通徴収への切替については、3ページをご覧ください。

(3) 提出先

令和6年1月1日現在、給与等の支払いを受けている方が実際に居住している住所の市区町村

- ※ 単身赴任等で勤務を要しない休日等に妻子のもとに帰る場合は、**妻子の居住する市区町村に提出**してください。（独身者は、居住地の市区町村に提出してください。）

(4) 提出期限

令和6年1月31日（水）

給与支払報告・特別徴収に関する問合せ先

郡山市税務部市民税課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号
 電話 (024) 924-2081 FAX (024) 935-5320
 e-mail shimizei@city.koriyama.lg.jp

2 個人別明細書作成時の注意事項について

① 住所について
<ul style="list-style-type: none">・支払を受ける方の欄の住所には令和6年1月1日現在の居住地を記入してください。方書きがある方は、「〇〇アパート〇号室」「△△方」と記入してください。
② マイナンバー・法人番号の記載について
<ul style="list-style-type: none">・従業員、(源泉・特別)控除対象配偶者及び扶養親族のマイナンバーを記入してください。・支払者の欄には以下について記入してください。<ul style="list-style-type: none">◆ 個人事業主 ⇒ マイナンバー (右詰)◆ 法人 ⇒ 法人番号
③ (源泉・特別)控除対象配偶者及び扶養親族について
<ul style="list-style-type: none">・配偶者及び扶養親族のフリガナも苗字から記入してください。・16歳未満の扶養親族の控除額はありますが、扶養親族の数は市県民税の非課税判定に用いられますので、忘れずに記入してください。
④ 所得控除の支払額について
<ul style="list-style-type: none">・生命保険料及び地震保険料控除額は、所得税と市県民税で計算方法が違います。税額算出の根拠となりますので生命保険料及び地震保険料の支払額は忘れずに記入してください。
⑤ 摘要欄について
<ul style="list-style-type: none">・中途就職により、他社分の給与等を合算している場合は、事業所名・支払金額・社会保険料・源泉徴収税額を記入してください。・配偶者及び扶養親族に障害者がいる場合、該当者の名前を記入してください。・同一生計配偶者(控除対象配偶者除く)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者控除の適用を受ける場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください。【(例)氏名(同配)】・所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のとおり記載してください。 【扶養親族のうち年齢23歳未満又は特別障害者の場合：(例)氏名(調整)】など・令和6年1月1日現在の居住地と住民登録地が異なる場合は、令和6年1月1日現在の住民登録地を記入してください。・租税条約に基づいて市県民税の免除を受ける方は、「〇〇条約〇〇条該当」と赤書きしてください。 なお、「租税条約に関する届出書」も併せて提出してください。・普通徴収の方については、摘要欄に普通徴収と記入してください。
⑥ 住宅借入金等特別控除について
<ul style="list-style-type: none">・所得税で控除しきれなかった額を市県民税から控除します。控除可能額、特別控除額、居住開始年月日及び適用区分を正しく記入してください。

※詳しい記入方法につきましては、国税庁ウェブサイト(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

3 特別徴収について

郡山市では、個人住民税の特別徴収を推進するため、対象となる全ての事業主の方を特別徴収義務者として指定しています。

(1) 対象者の異動について

給与支払報告書を提出した後に、**特別徴収対象者に異動（退職・転勤等）が生じた場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」**を令和6年4月15日（月）までに提出してください。

※ 令和5年度に納税している市区町村と、令和6年度分の給与支払報告書を提出した市区町村が異なる場合には、**それぞれの市区町村に提出が必要**です。

(2) 納期の特例について

従業員数が常時10人未満の事業所の場合は、申請により毎月の納入ではなく、年2回の納入に変更することができます。

※ 郡山市に市県民税の滞納がある場合は承認が受けられません。

(3) 普通徴収への切替について

給与の支払いが定期的にある場合、原則として全従業員が特別徴収となりますが、以下の事由に該当する場合は普通徴収にすることができます。

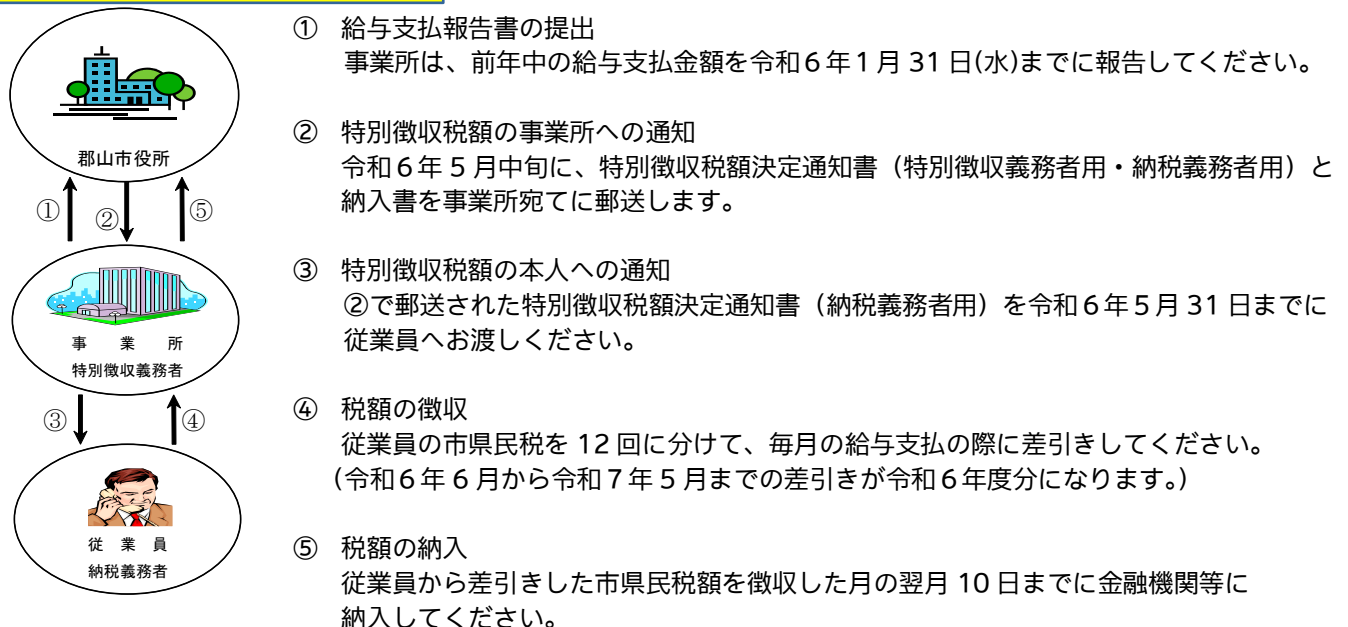
〈 普通徴収への切替理由 〉

A 給与の支払いが不定期 B 他の事業所で特別徴収（乙欄該当者） C 事業専従者（毎月給与支払いの場合を除く）
D 毎月の給与が少なく個人住民税を特別徴収しきれない者 E 退職予定者（令和6年5月31日時点） F 退職者

特別徴収と普通徴収の区分方法は、以下のとおりです。

- ◆ 紙で提出 ⇒ 特別徴収と普通徴収の間に仕切紙を挟み、該当者の個人別明細書の摘要欄に普通徴収と記入する。
- ◆ 電子申告 ⇒ 個人別明細書の徴収区分に普通徴収を入力する。

特別徴収による納入のしくみ



(4) その他

外国人従業員が帰国等の事由により退職される場合、未徴収税額の一括徴収及び納税管理人の選任の手続きにご協力ください。

電子申告のご案内

地方税ポータルシステム
エル タ ッ ク ス
eLTAX



自宅・オフィスから
ラクラク一括提出

郡山市では、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出について、eLTAXを利用した電子申告による受付を行っています。

eLTAXご利用の流れ

ステップ

1

eLTAXホームページから
利用届出を作成・提出します。

ステップ

2

利用者ID、暗証番号が発行
されます。

ステップ

3

対応ソフトウェアを
eLTAXホームページから取得します。

ステップ

4

電子申告・電子申請・届出・
電子納税を行います。

電子申告で税務署・複数地方公共団体へ一括提出!!
給与支払報告書のほか、法人市町村民税や償却資産の申告等についても
利用可能です。

※詳細はeLTAXホームページをご覧ください。

費用はナシ

eLTAXは無料で
利用できます。

全国の地方公共 団体に提出可能

複数地方公共団体へ
一括提出できます。

一括処理!!

・給与支払報告書
・源泉徴収票を
一括提出できます。

◆電子申告による給与支払報告書の提出義務基準の変更について

令和3年1月1日以降の提出分より、給与支払報告書について基準年（前々年）における給与の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上である場合は、電子申告（eLTAX又は光ディスク等）による提出が必要となりました。

eLTAXご利用に関するお問合せ先

ホームページ（地方税共同機構）：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

・ご不明な点等がございましたら、「よくあるご質問」をご覧ください。

「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>